

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン ヘイセイカイ					
法人名	社会福祉法人 平成会					
法人所在地	〒					
	長崎県長崎市横尾3丁目26番1号					
フリガナ	タデイシ ヒデアキ					
書類作成担当者	立石 秀明					
連絡先	電話番号	095-855-4141	FAX番号	095-856-6002	E-mail	soumu@heisei-kai.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること

II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	99,226,584	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	155,742,606	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	606,256,165	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	450,513,559	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	579,091,158	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	97,954,661	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	30,622,938	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月	

要件 I

○

【記入上の注意】

- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることが
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。) ※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)			35,320,380 円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)			102,400,080 円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			901,770,974 円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取引し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			799,370,894 円	
(ア)前年度の賃金の総額			931,751,341 円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			97,954,661 円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			34,425,786 円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円	
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取引し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	149,263,479 円	436,068,951 円	304,977,767 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	553.0 人	1,976.8 人	1,512.0 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	46.1 人	164.7 人	126.0 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	269,916 円	220,591 円	201,701 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか一つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○(A)のみ実施 (35,320,873 円) (35,320,873 円)			
	○(A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円)			
	●(A)(B)(C)全て実施 (35,320,597 円) (10,176,676 円) (18,188,721 円) (6,955,200 円)	18,404 円	9,201 円	4,600 円
	○上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 10 人(見込)				
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特定加算の月額が8万円に満たない事業所があるため)				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月 (12 か月)			

要件 II

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)及びii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	各事業所の処遇改善額を元に、正規介護職員の場合は勤務実績稼働の平均による常勤換算率にて設定した基本手当を算出の上で、介護福祉士又は社会福祉士取得者に対してキャリアパス手当として追加支給、非正規介護職員については、同じく介護福祉士等の国家資格取得の有無で設定した額を時給に上乗せする。又夜勤を行った介護職員(夜間嘱託職員を除く)に対して、夜勤手当1回に付き追加で2,000円を支給することとする。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	法人内事業所にて10年以上在籍をしている常勤の介護福祉士を有する介護職員
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由) _____
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	特定加算に該当する職員をA、B、C群へ分類し、A群は法人内に在籍をしている正規職員の介護福祉士とし、B群はそれ以外の介護職員、C群はその他の非正規職員とした上で、A・B群においてリーダーとなる職員には追加で加算を行う。分配方法としては正規介護職員には月額にて支給、非常勤介護職員及びその他の非常勤職員、夜間専従職員については経験年数等に応じて基本額を設定し、時給に含んで支給するようにに設定
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	常勤介護職員については法人で定めた『職員俸給表』にて級号を決定しており、介護職の場合は無資格者は1級、資格職は2級とした上で、経験等を考慮した号俸より俸給額を設定し、平成23年度より平成31年まで毎年1号俸ずつの定期昇給を行っている。また昇格要件として資格を取得した場合や技能実績、能力を高く評価した邦人が判断した場合に上級への昇格や号俸を2号俸上げるように定めている。 令和2年度より給与規程を見直し、職員俸給を学歴や働き方に合わせた年齢給と技能経験、資格に応じた職能給に分類し、それぞれで職員個々に設定を行っており、年齢給は55歳を上限として年齢と共に昇給する仕組みとし、職能給については従来の昇格要件、人事考課を元にした等級によるものとしている
独自の賃金改善額の算定根拠	平成23年4月から昨年度までは改定前の『職員俸給表』に従い、定めた俸給に従い常勤介護職員についてはほぼ毎年定期昇給を行っている。俸給の根拠である俸給表に定めた額としては1級の職員の場合は、1号:133,050円、2号:138,240円、3号:143,420円、4号:148,600円、5号:153,790円、6号:158,970円、7号:164,160円、8号:167,610円と設定、8号以降は毎年1,730円の昇給額となる俸給額にて設定している。資格取得時は2級へ昇格する。2級の職員の場合は、1号:143,420円、2号:148,600円、3号:153,790円、4号:159,840円、5号:164,160円、6号:167,610円、7号:171,070円、8号:174,520円、9号:177,980円と設定し、10号以降は毎年1,730円の昇給額にて俸給を設定している。 なお賃金改善額については有資格者は昇給総額×16か月分(賞与含)、無資格者は昇給総額×13.5か月分(賞与含)にて差額分を算出。なお令和2年度より給与規程及び俸給表が変更となったため、令和2年度の給与設定は従来の俸給表に順じた上で、職能給の設定を行っている。

3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 講習会費用及び資格取得のためのスクーリング、実務者研修に係る費用負担の助成制度を創設
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input checked="" type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input checked="" type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンス等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 見える化要件について<特定加算> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 実施している周知方法について、チェック(✓)すること。 変更なし

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人 平成会
代表者 職名 理事長 氏名 久保安之



法人名 社会福祉法人 平成会

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]

99,226,584

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位]⑥	1単位あたりの単位数⑦	新規・継続の別	算定する介護職員処遇改善加算の区分	加算率(c)	②	算定対象月(d)	③
		都道府県	市区町村										
14270101506	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・プライエム横尾	介護老人福祉施設	2,196,142	10.14	継続	加算I	8.30%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	22,179,804	
24270100698	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・プライエム横尾	介護予防短期入所生活介護	450,088	10.14	継続	加算I	8.30%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	4,545,684	
34270100680	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	210,337	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	3,530,566	
44270100672	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・プライエム横尾	通所介護	450,000	10.14	継続	加算I	5.90%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	3,230,604	
54250180041	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・ナースングケア横尾	介護老人福祉施設	2,783,607	10.14	継続	加算I	3.90%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	13,209,660	
64250180041	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・ナースングケア横尾	介護予防通所ヘルパーステーション	729,299	10.17	継続	加算I	4.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	4,183,164	
74270105523	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護滑石	通所介護	427,065	10.14	継続	加算I	5.90%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	3,065,940	
84270105564	長崎市	長崎県	長崎市	ショートステイ滑石	介護予防短期入所生活介護	519,970	10.14	継続	加算I	8.30%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	5,251,404	
94270101837	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム滑石	介護予防認知症対応型共同生活介護	222,740	10.14	継続	加算I	11.10%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	3,008,424	
104290100017	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム秋桜	介護予防認知症対応型共同生活介護	475,941	10.14	継続	加算I	11.10%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	6,428,280	
114270101217	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション横尾	介護予防訪問入浴介護	96,464	10.21	継続	加算I	5.80%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	685,488	
124290100603	長崎市	長崎県	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型介護老人福祉施設	831,452	10.14	継続	加算I	8.30%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	8,397,192	
134270108089	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	介護予防短期入所生活介護	574,746	10.14	継続	加算I	8.30%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	5,804,604	
144270107164	長崎市	長崎県	長崎市	デイサービスセンター・日見やすらぎ荘	地域密着型通所介護	284,926	10.14	継続	加算I	5.90%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	2,045,508	
1542701058161	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	70,392	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	1,181,544	
164290100967	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業・プライエム横尾	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,934	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	1,089,924	
174290100959	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	68,923	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	1,156,884	
1842A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	202,136	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	3,392,892	
1942A0101608	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	30,704	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	515,364	
204270400618	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム菜田	介護予防認知症対応型共同生活介護	449,071	10.00	継続	加算I	11.10%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	5,981,616	
2142A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・プライエム横尾	訪問介護	20,382	10.21	継続	加算I	13.70%	令和4年1月~令和4年12月(12ヶ月)	342,108	

法人名 社会福祉法人 平成会

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[P]

35,320,380

介護施設事業所番号	指定業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位(a)]	1単位あたりの介護報酬単価[P](b)	新規・継続の別	算定する介護職員等特定処遇改善加算の区分	加算率(e)	介護福祉士配置等要件	算定対象月(f)	介護職員等特定処遇改善加算額(見込額) [P]
		都道府県	市区町村										
14270101506	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人福祉施設・ブライエム横尾	介護老人福祉施設	2,196,142	10.14	継続	特定加算I	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	7,215,108
24270100698	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・ブライエム横尾	介護予防短期入所生活介護	450,088	10.14	継続	特定加算I	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,478,688
34270100680	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・ブライエム横尾	訪問介護	210,337	10.21	継続	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,623,540
44270100672	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護・ブライエム横尾	通所介護	450,000	10.14	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	687,072
54250180041	長崎市	長崎県	長崎市	介護老人保健施設・ナレーション横尾	介護老人保健施設	2,783,607	10.14	継続	特定加算I	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	7,112,892
64250180041	長崎市	長崎県	長崎市	通所ハビリ・ナレーション・ブライエム横尾	介護予防通所ハビリテーション	729,299	10.17	継続	特定加算I	2.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,780,088
74270105523	長崎市	長崎県	長崎市	通所介護滑石	通所介護	427,065	10.14	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	623,580
84270105564	長崎市	長崎県	長崎市	ショートステイ滑石	介護予防短期入所生活介護	519,970	10.14	継続	特定加算I	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,708,284
94270101837	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム滑石	介護予防認知症対応型共同生活介護	222,740	10.14	継続	特定加算I	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	840,192
104290100017	長崎市	長崎県	長崎市	グループホーム秋保	介護予防認知症対応型共同生活介護	475,941	10.14	継続	特定加算I	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,795,284
114270101217	長崎市	長崎県	長崎市	訪問入浴ステーション横尾	介護予防訪問入浴介護	96,464	10.21	継続	特定加算I	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	248,184
124290100603	長崎市	長崎県	長崎市	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	地域密着型介護老人福祉施設	831,452	10.14	継続	特定加算I	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	2,731,608
134270108089	長崎市	長崎県	長崎市	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	介護予防短期入所生活介護	574,746	10.14	継続	特定加算I	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,888,236
144270107164	長崎市	長崎県	長崎市	デイサービスセンター・日見やすらぎ荘	介護予防短期入所生活介護	284,926	10.14	継続	特定加算I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	416,028
154270105861	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	70,392	10.21	継続	特定加算I	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	543,336
164290100967	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業・ブライエム横尾	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,934	10.21	継続	特定加算I	6.3%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	501,204
174290100959	長崎市	長崎県	長崎市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業・日見やすらぎ荘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	68,923	10.21	継続	特定加算I	6.3%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	531,906
1842A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・ブライエム横尾	訪問介護	202,136	10.21	継続	特定加算I	6.3%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,560,228
1942A0101608	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・日見やすらぎ荘	訪問介護	30,704	10.21	継続	特定加算I	6.3%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	236,988
204270400668	諫早市	長崎県	諫早市	グループホーム桑田	介護予防認知症対応型共同生活介護	449,071	10.00	継続	特定加算I	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	1,670,544
2142A0100816	長崎市	長崎県	長崎市	訪問介護ステーション・ブライエム横尾	訪問介護	20,392	10.21	継続	特定加算I	6.3%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月~令和5年3月(12ヶ月)	157,320